

# 高知県公報

発行  
高知県  
高知市丸ノ内  
一丁目2番20号  
発行日  
毎週2回  
(火曜日・金曜日)

## 目次

訓令	ページ
◎高知県公印規程の一部を改正する訓令	1
告示	
○漁船損害等補償法による同意成立 (漁業管理課) 〈7・21揭示〉	1
○漁船損害等補償法による付保義務消滅 ( " ) 〈 " 〉	1
○漁船損害等補償法による同意成立 ( " ) 〈7・23揭示〉	1
○漁船損害等補償法による付保義務消滅 ( " ) 〈 " 〉	1
○大規模小売店舗の新設に関する届出 (経営支援課)	1
○保安林の解除 (治山林道課)	2
○道路の区域変更(2件) (道路課)	2
公告	
○農地保有合理化事業規程の変更の承認 (農業農村支 援課)	2
○土地改良区の役員の就任 (農業基盤課)	2
高知県選挙管理委員会告示	
○参議院高知県選出議員選挙における選挙人名簿登録の 被登録資格の決定の基準となる日等の定め 〈7・6揭示〉	2
○参議院高知県選出議員の候補者がポスターの掲示を開 始することができる日の定め 〈 " 〉	3
○参議院比例代表選出議員選挙における投票所内の投票 の記載をする場所その他適当な箇所及び期日前投票所 又は不在者投票を記載する場所内の適当な箇所への名 簿届出政党等の名称等の掲示の掲載の順序を定めるく じを行う日時及び場所の定め 〈 " 〉	3
○参議院高知県選出議員選挙における在外選挙人名簿に 登録した者の氏名等を記載した書面の縦覧に供する期 間の定め 〈 " 〉	3
◎告示(公職選挙法の規定による個人演説会等を開催で きる施設)の一部改正 〈7・9揭示〉	3
◎告示(農業委員会等に関する法律において準用する公 職選挙法の規定による個人演説会を開催できる施設) の一部改正 〈 " 〉	3

## 訓 令

### 高知県訓令第21号

高知県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成19年7月24日

本 庁  
各出先機関

高知県知事 橋本 大二郎

### 高知県公印規程の一部を改正する訓令

高知県公印規程(昭和41年9月高知県訓令第50号)の一部を次のように改正する。  
別表知事印の項中

人事課長	辞令書の 刷り込み 用及び辞 令書、身 分証明書 等	を	行政管理 課長 人事課長	辞令書の 刷り込み 用及び辞 令書、身 分証明書 等	に改
------	---	---	--------------------	---	----

める。

### 附 則

この訓令は、平成19年10月1日から施行する。

## 告 示

### 高知県告示第463号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項の規定により告示する。

平成19年7月21日(揭示済)

高知県知事 橋本 大二郎

安満地加入区

### 高知県告示第464号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条の2第3項の規定により平成15年7月高知県告示第434号で告示した次の加入区においては、同法第113条の2第1項第1号の規定により平成19年7月20日をもって当該加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が消滅したので、同条第2項の規定により告示する。

平成19年7月21日(揭示済)

高知県知事 橋本 大二郎

安満地加入区

### 高知県告示第465号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項の規定により告示する。

平成19年7月23日(揭示済)

高知県知事 橋本 大二郎

芸西加入区

### 高知県告示第466号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条の2第3項の規定により平成15年7月高知県告示第438号で告示した次の加入区においては、同法第113条の2第1項第1号の規定により平成19年7月22日をもって当該加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が消滅したので、同条第2項の規定により告示する。

平成19年7月23日(揭示済)

高知県知事 橋本 大二郎

芸西加入区

### 高知県告示第467号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

平成19年7月24日

高知県知事 橋本 大二郎

### 1 届出の概要

- (1) 届出者の名称  
株式会社サニー不動産 代表取締役 山崎 広起
- (2) 届出者の住所  
高知市知寄町二丁目1番37号
- (3) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ベスト電器朝倉店  
高知市朝倉丙323-1 ほか16筆
- (4) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所  
四国家電株式会社 代表取締役 山本 孝貴  
高知市知寄町二丁目1番29号
- (5) 大規模小売店舗の新設をする日  
平成20年2月16日
- (6) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
2,199平方メートル
- (7) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- ア 駐車場の収容台数  
80台
  - イ 駐輪場の収容台数  
64台
  - ウ 荷さばき施設の面積  
98.2平方メートル
  - エ 廃棄物等の保管施設の容量  
66.73立方メートル
- (8) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
ベスト電器	午前9時00分	午後9時00分
未定テナント	午前9時00分	午前0時00分

- イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前8時00分から午前0時30分まで
  - ウ 駐車場の自動車の出入口の数  
2箇所
  - エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前8時から午後9時まで
- 2 届出年月日  
平成19年6月28日
- 3 届出書及び添付書類の縦覧場所  
高知県商工労働部経営支援課
- 4 意見書に記載すべき事項
- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
  - (2) 事業者にとっては、その事業の種類及び沿革
  - (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
  - (4) 意見の内容

**高知県告示第468号**

次の保安林を解除したので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

- 平成19年7月24日  
高知県知事 橋本 大二郎
- 1 解除に係る保安林の所在場所  
高岡郡津野町貝ノ川床鍋字権現ノ下1440の2
  - 2 保安林として指定された目的  
水源のかん養

- 3 解除の理由  
道路用地とするため
- 高知県告示第469号**  
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。  
その関係図面は、平成19年7月24日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成19年7月24日  
高知県知事 橋本 大二郎

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 後免中島高知
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高知市布師田字金地田1932番1から高知市布師田字金地田1955番1まで	前	5.5 }	47
	後	5.5 }	47
高知市布師田字金地田1932番1地先から高知市布師田字金地田1955番1まで	前	22.1	
	後	15.8	

- 高知県告示第470号**  
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。  
その関係図面は、平成19年7月24日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成19年7月24日  
高知県知事 橋本 大二郎

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 高知空港インター
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
南国市物部字新開乙157番1地先から南国市田村字島田甲439番1地先まで	前	26.0 }	1,204
	後	52.0	

南国市物部字新開乙157番1地先から		26.0	
南国市田村字権ヶ久保甲509番1地先まで	後	}	1,204
		52.0	

-----  
**公 告**  
-----

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により四万十農業協同組合の農地保有合理化事業規程の変更を平成19年7月10日に承認したので、同条第2項において準用する法第7条第5項の規定により次のとおり公告する。  
平成19年7月24日

高知県知事 橋本 大二郎  
変更の承認に係る変更前の農地保有合理化事業の種類  
法第4条第2項第1号に規定する農地売買等事業

~~~~~  
土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、北川土地改良区から次のとおり就任した役員の届出があった。  
平成19年7月24日

高知県知事 橋本 大二郎  
役名 氏名 住 所  
理事 瀧渦 康雄 安芸郡北川村宗ノ上 87  
" 和田 一実 " " 長山 372

-----  
**選挙管理委員会告示**  
-----

**高知県選挙管理委員会告示第67号**  
公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第2項及び第23条第1項の規定により、平成19年7月29日に行う予定の参議院高知県選出議員選挙における選挙人名簿の被登録資格の決定の基準となる日、登録を行う日及び縦覧に供する期間を次のとおり定めた。

- 平成19年7月6日（掲示済）  
高知県選挙管理委員会委員長 中越 豊喜
- 1 被登録資格の決定の基準となる日  
平成19年7月11日。ただし、年齢については、平成19年7月29日
  - 2 登録を行う日  
平成19年7月11日
  - 3 縦覧に供する期間

平成19年7月12日  
**高知県選挙管理委員会告示第68号**  
 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第5項の規定により、平成19年7月29日に行う予定の参議院高知県選出議員選挙の候補者がポスター掲示場に同法第143条第1項第4号の2及び第5号のポスターの掲示を開始することができる日を次のとおり定めた。

平成19年7月6日（揭示済）  
 高知県選挙管理委員会委員長 中越 豊喜  
 ポスター掲示場にポスターの掲示を開始することができる日  
 参議院議員通常選挙の期日の公示がされる日

**高知県選挙管理委員会告示第69号**  
 平成19年7月29日に行う予定の参議院比例代表選出議員選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条第3項の規定による投票所内の投票の記載をする場所その他適当な箇所への名簿届出政党等の名称等の掲示及び同条第5項の規定による期日前投票所又は不在者投票を記載する場所内の適当な箇所への名簿届出政党等の名称等の掲示の掲載の順序を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定めた。

平成19年7月6日（揭示済）  
 高知県選挙管理委員会委員長 中越 豊喜

- 1 日時  
平成19年7月12日 午後6時30分
- 2 場所  
高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県庁3階  
高知県選挙管理委員会室

**高知県選挙管理委員会告示第70号**  
 公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第23条の11第2項の規定により、平成19年7月29日に行う予定の参議院高知県選出議員選挙における在外選挙人名簿に登録した者の氏名等を記載した書面の縦覧に供する期間を次のとおり定めた。

平成19年7月6日（揭示済）  
 高知県選挙管理委員会委員長 中越 豊喜  
 縦覧に供する期間  
 平成19年7月12日

**高知県選挙管理委員会告示第71号**  
 平成18年9月高知県選挙管理委員会告示第70号（公職選挙法の規定による個人演説会等を開催できる施設）の一部を次のように改正する。  
 平成19年7月9日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 中越 豊喜

表中

|     |                |                 |   |
|-----|----------------|-----------------|---|
| 〃   | 江ノ口市民図書館文化センター | 高知市愛宕町一丁目10番7号  | 〃 |
| 〃   | 潮江市民図書館文化センター  | 高知市棧橋通二丁目1番50号  | 〃 |
| 室戸市 | 室戸市佐喜浜生活改善センター | 室戸市佐喜浜町1694番地の1 | 〃 |

を

|     |                |                 |           |
|-----|----------------|-----------------|-----------|
| 〃   | 潮江市民図書館文化センター  | 高知市棧橋通二丁目1番50号  | 〃         |
| 〃   | 高知市福寿園元気ふれあい館  | 高知市福井町748番地     | 平成19年7月9日 |
| 室戸市 | 室戸市佐喜浜生活改善センター | 室戸市佐喜浜町1694番地の1 | 平成18年9月8日 |

に改める。

**高知県選挙管理委員会告示第72号**  
 平成18年9月高知県選挙管理委員会告示第71号（農業委員会等に関する法律において準用する公職選挙法の規定による個人演説会を開催できる施設）の一部を次のように改正する。  
 平成19年7月9日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 中越 豊喜

表中

|   |                |                |   |
|---|----------------|----------------|---|
| 〃 | 江ノ口市民図書館文化センター | 高知市愛宕町一丁目10番7号 | 〃 |
|---|----------------|----------------|---|

を削る。